

実績評価書

(厚生労働省28(Ⅲ-1-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)							
施策の概要	労働条件の確保・改善及び最低賃金制度の周知のために最低賃金制度に係る相談事業や、周知啓発事業を行うもの。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。							
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,183,860	930,476	850,598	1,183,171	976,709	889,876
		補正予算(b)	-55	-116	-205	-10,803	-	
		繰越し等(c)	0	0	0	-	-	
	合計(a+b+c)	1,183,805	930,360	850,393	1,172,368	976,709	889,876	
	執行額(千円、d)	969,088	814,478	728,199	905,660			
執行率(%、d/(a+b+c))	81.9%	87.5%	85.6%	77.3%				
関連税制								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説、 政府決定、関連計画等の うち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	1 最低賃金額の周知ポスター認知率	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		最低賃金額は、毎年改定されているので、改定後の金額を効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定し、前年度を上回る結果となるよう目標値を定めている。									
		基準値	実績値						目標値	主要な指標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	-	×	
		-	-	-	21%	12.1%	16.4%	20%			
	年度ごとの目標値	-	-	-	25%	25%	-	-	-		
	2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		最低賃金額の周知の実施状況について、都道府県労働局のみならず、市町村とも連携して効果的な周知広報を行っているかを計る代理指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を指標として選定の上、過去5年の実績状況に基づき、掲載割合が9割以上となるよう目標値を定めている。									
		基準値	実績値						目標値	主要な指標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○	○	
-		93.0%	92.4%	92%	91.7%	96.0%	90%				
年度ごとの目標値	-	80%	90%	90%	90%	-	-	-			
【参考】指標4	実績値										
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-	-		

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③
	総合判定	(判定結果) B
		(判定理由) 測定指標1, 2のうち、測定指標2は目標を達成したが、測定指標1は目標値を下回った。
	施策の分析	(有効性の評価) 測定指標1については、平成26年度の予算に基づき平成27、28年度の目標値を設定したものであるが、平成27年度より最低賃金の周知に関連する予算が減額された結果、一部の周知手法等の取りやめ・変更を余儀なくされ、平成27、28年度の実績が目標値を下回ったところである。しかし、平成28年度については、ポスターの駅貼りを実施するなど周知方法を工夫したことにより、実績値が平成27年度より高くなったところである。このため、引き続き、効果的な周知を行うことにより、実績値の向上は可能と考えている。 測定指標2については、労働局が、市区町村に対して、施策の重要性を含めた説明を直接行ったことが、施策の有効性を高めるのに寄与したものと考えている。
		(効率性の評価) 予算が減額される中で、最低賃金の周知について、その方法を工夫し、ポスター掲示やインターネット、市町村広報誌への掲載等を行った結果、特に市町村広報誌には目標値を大きく上回る水準の掲載実績が得られているように、効率的に事業運営を行うことができた評価できる。
(現状分析) 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしており、毎年度審議が行われ、最低賃金額の改定が行われている。また、一億総活躍プラン等で、「年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。」とされ、近年その額が大幅に引き上げられており、社会的な関心も高まっているところである。限られた予算の中で、引き続き効果的な周知を行うことが求められている。		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 法違反が生じることがないように、改定後の最低賃金額について、引き続きその効果的・効率的な周知を図る。測定指標1について、直近の実績を踏まえ、目標値を20%とし、その認知率が向上するよう、周知手法の見直しについて検討する。 また、厚生労働省政策評価に関する有識者会議(平成28年3月17日開催)におけるご指摘を踏まえ、より施策目標に対応する測定指標となるよう、新たな測定指標を設定した。 (予算要求について) 引き続き事業の効率化に努めつつ、執行実績を踏まえた予算の積算の見直し等を行った上で、必要な予算要求を行った。 (税制改正要望について) 該当なし。 (機構・定員について) 該当なし。	

学識経験を有する者の 知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(平成29年8月30日開催)において、「ポスターの認知率が高まるようより効果的な周知を実施してもらいたい」、「ポスターの認知率について、その指標測定に係るサンプル数が少ない」などの意見が出されたが、評価書の修正に繋がるものはなかった。
---------------------	--

参考・関連資料等	行政事業レビュー http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28.pdf/367.pdf 最低賃金パンフレット http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukiunkvoku/H28_saiteichinginpamphlet.pdf
----------	--

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	賃金課長 武田 康祐	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------	--------	------------	----------	---------